

浅口市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部
を改正する条例

令和6年6月26日

条例第21号

浅口市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例(平成25年浅
口市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の浅口市水道事業布設工事監
督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第6号に規定する講習を修了して
いる者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。